

「エコエネ技術士ネット」の会員規則

平成 28 年 6 月 26 日 理事会にて承認

「エコエネ技術士ネット」の信頼性、公共性と安全性を維持するため、当ネットワークに参画する会員には、下記の規則を守り、当法人の定款の目的と事業の推進に努め、会員として誠実に行動しなければならない。

1. 会員

当法人の会員は、正会員と賛助会員とし、正会員をもって法律上の社員とする。

正会員

正会員は、当法人の目的及び事業に賛同する技術士の資格を有する個人及び技術士が所属する法人とする。

賛助会員

賛助会員は、技術士の資格を有しないか、企業内技術士等で、当法人の目的及び事業に賛同する個人及び法人とする。

2. 会員の募集、登録、退会

入会申し込み

当法人の会員になろうとするものは、「入会申込書」を理事長に提出し、理事会の承認を得る。

承認・登録

理事会の承認を得て、基金及び入会金等の負担金の納入を確認し、会員名簿に登録する。

退会

理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

3. 基金

基金の申し込み

当法人は、基金を引き受けるものを募集することができる。

基金の申し込みは「入会申込書」又は「入会申込自動送信フォーム」に基金の口数記入することによって行う。

基金引き受けに関する了承事項

- ・基金に利息が付かないこと。
- ・基金は、当法人が解散するときまで返還しない。
- ・ただし、社員が退社するときには、定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決定したところに従って基金を返還する。

4. 秘密厳守

秘密情報

会員活動等に関し相手方から開示又は知得した秘密情報を、相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に開示、漏えいしてはならない。